

「戸田市の契約における契約の保証に関する取扱要領」の運用基準

令和3年3月31日市長決裁

戸田市が締結する契約における契約の保証に関する取扱いについては、戸田市の契約における契約の保証に関する取扱要領（平成31年1月10日市長決裁。以下「要領」という。）に規定するもののほか、下記のとおりとする。

記

1 要領第6条第5項第3号及び第4号関係（契約保証金の免除）

(1) 過去2年の間又は過去5年の間に締結し誠実に履行した契約とは、締結しようとする契約の締結予定日を起点として、過去2年間又は過去5年間に履行完了した契約とする。ただし、履行中の契約について、次のア又はイに該当するときは、誠実に履行した契約として認めるものとする。

ア 契約期間が6か月以上の契約で、残存期間が2か月未満の場合。

イ 契約期間が2年以上の契約で、総契約期間の半分を経過している場合。

(2) 種類をほぼ同じくする契約とは、工事請負、建設工事に係る設計・調査・測量等業務委託、施設等維持管理業務委託、その他の業務委託、売買、賃貸借、製造請負、修繕、人材派遣等の契約の種類が同一のものとする。ただし、次のア又はイに該当するときは、同一の種類として認める。

ア 締結する契約が賃貸借契約の場合 工事又は業務委託

イ 締結する契約が修繕契約の場合 工事

(3) 規模をほぼ同じくする契約とは、締結しようとする契約の契約金額の50%の金額を超える契約とする。ただし、第1号のア又はイに該当する場合は、契約金額総額から経過分を算出したものを契約金額の実績としてみなすものとする。

2 要領第7条第1項関係（契約の保証の方法）

(1) 契約保証金の納付を行う場合、契約の保証に関する届出書（要領第1号様式）の提出を省略することができる。

(2) 戸田市契約規則（平成元年規則第14号）第28条第3項第4号に該当する少額契約及び戸田市の契約に係る履行実績を有する場合は、契約の保証に関する届出書の提出を省略することができる。

以上